

鳥取県省エネ家電購入支援事業補助金に係る業務内容について

1 業務目的

エネルギー価格高騰の影響を受ける家庭の負担軽減を図るとともに、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて温室効果ガス排出量の削減を図るため、家庭において、特に電力消費量が多い家電製品(エアコン・冷蔵庫)について、省エネ性能の高い家電製品の購入に対する支援を行う。

2 業務内容

以下の内容に基づき、本事業に係る業務を行うため、本補助金の交付決定を受けた執行団体(以下「執行団体」という。)は事務局を設置し、間接補助事業者の登録、補助金交付申請の審査及び交付決定、支払い等の手続を実施する。詳細については県と執行団体が協議し、調整の上、決定すること。なお、本業務の手続の詳細は、今後定める「鳥取県省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱」等(以下「交付要綱等」とする。)で示すこととする。

項 目	内 容																																																	
1 鳥取県省エネ家電購入支援事業の概要	(概要) 本業務は、今後定める「鳥取県省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱」等(以下「交付要綱等」とする。)の規定により、その補助金を活用して、販売期間内に対象者(購入者)が(3)の登録販売店で、共同事業実施規約(別添1)に基づき、双方がその内容に同意した場合に、対象製品から金額に応じて登録販売店が販売時に値引きを行い、後日、登録販売店が代表して2(1)に定める事務局に交付申請することで、補助金により値引きと同額の還元を受ける事業である。(事業フロー図別添) (1)対象者 県内に居住する者で、登録販売店において対象製品を購入する者(1世帯あたりエアコン・冷蔵庫(冷凍庫)それぞれで1回を上限とする) ※法人、個人事業主等の事業活動を行う者、購入者住所や送付先住所が県外の場合は対象外とする。 (2)対象製品 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく省エネ性能表示制度による統一省エネラベルにおいて、対象製品ごとに定める基準以上の省エネ性能を有する、省エネ性能★3.0 以上のエアコン及び冷蔵庫(冷凍庫)。 (3)登録販売店 県内に実店舗を有し、(2)を販売する小売店等で、第5項の手続で登録された販売店(インターネット販売は対象外) 登録販売店のうち、本店が鳥取県に所在する店舗については「地域協力店」の区分による登録とする。 (4)事業実施期間 ア 販売期間 事業の開始日から令和9年1月31日まで イ 販売店の登録期間 登録受付日から令和9年 12 月 28 日まで (5)補助金の交付額 対象製品の能力・サイズ・省エネ性能に応じて、登録販売店で値引きを行う。 (1台あたりの交付上限額) <table><tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">能力・サイズ</th><th colspan="4">省エネ基準達成製品</th><th rowspan="3">支援 上限台数</th></tr><tr><th colspan="2">省エネ性能★3.0 以上</th><th colspan="2">省エネ性能★4.0 以上</th></tr><tr><th>大型量販店</th><th>地域協力店</th><th>大型量販店</th><th>地域協力店</th></tr><tr><td rowspan="3">エアコン</td><td>2.2kW 以下</td><td>30,000</td><td>60,000</td><td>60,000</td><td>120,000</td><td rowspan="3">6 台／世帯</td></tr><tr><td>2.5kW～2.8kW</td><td>40,000</td><td>80,000</td><td>80,000</td><td>160,000</td></tr><tr><td>3.6kW 以上</td><td>50,000</td><td>100,000</td><td>100,000</td><td>200,000</td></tr><tr><td rowspan="3">冷蔵庫 冷凍庫</td><td>150L～350L</td><td>20,000</td><td>40,000</td><td>40,000</td><td>80,000</td><td rowspan="3">2 台／世帯</td></tr><tr><td>351L～450L</td><td>35,000</td><td>70,000</td><td>70,000</td><td>140,000</td></tr><tr><td>451L 以上</td><td>45,000</td><td>90,000</td><td>90,000</td><td>180,000</td></tr></table> ※製品購入代金のほか、配送料及び取付工事費も支援対象とする。(全て消費税を除いた価格)		能力・サイズ	省エネ基準達成製品				支援 上限台数	省エネ性能★3.0 以上		省エネ性能★4.0 以上		大型量販店	地域協力店	大型量販店	地域協力店	エアコン	2.2kW 以下	30,000	60,000	60,000	120,000	6 台／世帯	2.5kW～2.8kW	40,000	80,000	80,000	160,000	3.6kW 以上	50,000	100,000	100,000	200,000	冷蔵庫 冷凍庫	150L～350L	20,000	40,000	40,000	80,000	2 台／世帯	351L～450L	35,000	70,000	70,000	140,000	451L 以上	45,000	90,000	90,000	180,000
	能力・サイズ			省エネ基準達成製品					支援 上限台数																																									
				省エネ性能★3.0 以上		省エネ性能★4.0 以上																																												
		大型量販店	地域協力店	大型量販店	地域協力店																																													
エアコン	2.2kW 以下	30,000	60,000	60,000	120,000	6 台／世帯																																												
	2.5kW～2.8kW	40,000	80,000	80,000	160,000																																													
	3.6kW 以上	50,000	100,000	100,000	200,000																																													
冷蔵庫 冷凍庫	150L～350L	20,000	40,000	40,000	80,000	2 台／世帯																																												
	351L～450L	35,000	70,000	70,000	140,000																																													
	451L 以上	45,000	90,000	90,000	180,000																																													

	※支援額は対象経費の1/2を上限とする。(千円未満の端数は切り捨て) ※申請回数は1世帯あたりエアコン・冷蔵庫(冷凍庫)それぞれで1回を上限とする
2 事業事務局と対応窓口の設置	(1) 県民及び登録販売店からの事業の概要や、交付申請等の問い合わせなどに対応するため、執行団体は事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行う。 ア 事務局は、執行団体が確保する場所において設置すること。 イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。 ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。 (2) 対応窓口は、当該事業に関する各種問い合わせに対応することとし、その業務は以下のとおりとし、詳細は県と協議して決定する。なお、窓口は電話及び電子メール、ファクシミリで対応することとし、事務局内の同じ場所で在る必要は無い。 ア 対象者向け窓口 開設期間: 対象店舗の募集開始から令和9年1月31日まで 開設時間: 午前9時から午後6時まで イ 登録販売店向け窓口 開設期間: 対象店舗の募集開始から令和9年2月28日まで 開設時間: 午前9時から午後6時まで なお、ア、イとも十分な電話回線数を準備し、事業開始後、当面の間及び繁忙期は土日・祝日も開設し、必要に応じて回線数を増やすなど柔軟に対応するものとし、その内容を県と協議すること。 (3) 対応窓口に窓口業務全体を統括する責任者を1名置くこと (4) 事務局等の運営に必要な電話設備等の一切については、執行団体が用意すること。 (5) 問い合わせが多い事項については、FAQとしてまとめ、第3項の専用サイト上に掲載し、随時更新すること。なお、掲載内容は事前に県と協議すること。
3 専用サイト等の設置及び維持・管理	執行団体は、以下の専用サイト等を設置し、事業期間が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。なお、構成・デザイン等の詳細は、執行団体が案を作成し、県と協議して内容を決定すること。 (1) 事業専用サイト(ホームページ)の内容と要件 ア 専用サイトの内容 (ア) 事業内容(県民がわかりやすいよう工夫すること) (イ) 登録販売店リストの閲覧・検索(5(2)で詳しく記載) (ウ) 対象製品リストの閲覧・検索(リンク可) (エ) 事業参加を希望する販売店からの登録申請フォーム (オ) 登録販売店向けに申請方法等をわかりやすく記した資料の掲載 (カ) 登録販売店向けに対象整品や対象者、交付金額等を診断するチェックシートの掲載 (キ) 質問フォーム、FAQ(よくある質問事項)の掲載 (ク) 補助金予算の執行状況の表示(原則2週間に1度更新とするが、特に事業費の残額が少なくなった状況における更新間隔は県と協議すること。) イ 専用サイトの要件 (ア) 鳥取県ウェブアクセシビリティ方針に準拠していること。 (イ) 利用者が閲覧しやすいよう、スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、ユーザに配慮したものとし、主要なブラウザ(Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等)で閲覧可能であること。 (ウ) 個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく県関係例規を順守するとともに、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。 (2) 事前確認および交付申請するためのWEBページ等の設置 執行団体は、登録販売店が6の事前確認および交付申請をオンラインで行うためのWEBページ等を設置すること。なお、事業専用サイト内に必ずしも設ける必要は無いが、セキュリティが強固で信頼性、堅牢性が高いものとし、複数の画像ファイル等の添付が出来るよう十分な容量とすること。
4 本事業に係る広報	広報に当たっては、理解しやすい専用サイトの構築や、各種広報媒体を活用し、宣伝素材(チラシ、ポスター、ノボリ等)を制作し、県民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。
5 登録販売店の募集及び登録	事務局は補助金交付決定後、販売店向けの説明会を実施し、速やかに販売店の募集及び登録を開始すること。 なお、登録は、第3項の専用サイトからのオンライン申請を原則として、第1項(4)イの期間、

録等	受け付けることとし、やむを得ないと認められる場合は、紙による登録も可とする。 (1)登録販売店の要件は次のとおり。 ア 県内に所在する実店舗(営業所等を含む。)があること。 (EC店舗等は対象外とする。) イ 省エネラベルの表示等により、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。 ウ 事業実施に必要な手続等を行うこと。 エ 不正が疑われる事案等を知った際は、速やかに事務局等に報告すること。 オ 事業実施に関連する法令、条例等(廃棄物処理法、行政書士法等)を順守すること。 (2)登録販売店のうち、本店が鳥取県内に所在する店舗については、「地域協力店」の区分による登録とすること。 (3)登録販売店の公表 登録販売店は、通常店(地域協力店以外の登録販売店を指す。以下同じ。)又は地域協力店の区分により分類するほか、市町単位に整理する等、利用者が閲覧しやすいように工夫して、専用サイトで公表すること。 (4)登録販売店への広告物等の送付 販売店登録後、速やかに事業の趣旨及び内容、並びに登録販売店が実施する申請手続等をまとめたマニュアル等を作成し、送付すること (5)登録販売店の取消し 販売店が次のいずれかに該当することが判明した場合、速やかに県に報告すること。県が指示した場合は、当該店舗の登録を取り消すものとする。 ア 法令、条例等に違反している場合 イ 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合 ウ 店舗関係者が申請者となり、架空の申請を行うなど、事業の趣旨に反する運用を行っていることが判明した場合 エ その他、登録販売店として不適当と認められる場合
6 交付申請書の受付、審査及び補助金の交付等	事務局は以下の手順により、登録販売店からの補助内容の事前確認の段階で、交付申請に対応可能な執行残額があることを確認した上で、補助金の交付手続を行うこと。なお交付に係る一切の事務費用(口座振込手数料等)は、事務局の負担とする。 手続の代表的な流れは別添フロー図のとおり。 (1)事前確認 事務局は、対象者と登録販売店の売買契約締結前に、申請予定書類等により以下の事前確認を行うこと。 ・必要書類(添付書類含む。)に不足がないこと。 ・対象者が鳥取県内に居住していること。(本人確認証等により確認。※) ※購入手続きの代行は、原則として対象者が登録店へ出向けない等の事情がある場合のみ、対象者の親族に限り認めることとする。その際は購入を代行する者が鳥取県内に居住していることを本人確認証等により確認し、対象者の本人確認証は写しでもよいこととする。(別添2)) ・購入品が対象製品であり、新品購入であること。(保証書等により確認) ・購入品送付先住所が鳥取県内であること(送付先未定や購入品を持ち帰る場合は別途確認が必要) ・同一世帯での重複購入にあたらないこと(本人確認証、送付先住所等により確認) ・その他、必要と認める内容 (2)事前確認結果の連絡 確認の結果適当と認めるものについては、確認依頼があった日から起算して10日程度以内に、予算額を確認した上で登録販売店舗に交付する補助金の額を連絡すること。 (2)交付申請 登録販売店が事前確認済の内容で販売した後、補助金交付申請書兼実績報告書(別添3)による本申請を受けること。 (3)交付決定及び補助金の交付手続 登録販売店に対し、交付決定通知書兼確定通知書を送付し、すみやかに補助金の交付手続を行うこと。

	(4) 本事務処理に当たっての留意事項 書類の不備等により保留とした申請書については、申請者への連絡等、必要な対応を遅滞なく行うこと。疑義が生じた場合は、相談内容及び対応案等を記録したうえで、県と協議を行うこと。 電子情報処理システム(本業務に使用する電子計算機(入出力装置を含む。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続したものをいう。)を構築し、原則、これを用いて申請の受付を行うものとする。
7 報告事項	(1) 補助金の予算執行の見込み等を把握できるよう、交付申請件数、交付決定件数(交付額含む)等の集計を毎週実施し、その結果を県に報告すること。 (2) 執行団体は、補助金交付決定後、速やかに業務工程表及び事業実施体制等を県に報告すること。
8 成果品の提出	以下の実施報告書を成果品として納品すること。 (1) 業務報告書 (2) 提出された申請書等(電子、紙とも) (3) 業務実施にあたり収集及び作成したデータを格納した電子媒体 (4) その他県が指示するもの

3 留意事項

- (1) 執行団体は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、事前に県に報告して承認を得なければならない。
- (2) 本業務に関して執行団体が県から受領した資料等は、県の了解無く公表してはならない。
- (3) 本件業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、県に帰属する。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任に応じて一切を処理する。
- (4) 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の商談が必要な場合は、執行団体がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、補助金に含むものとする。

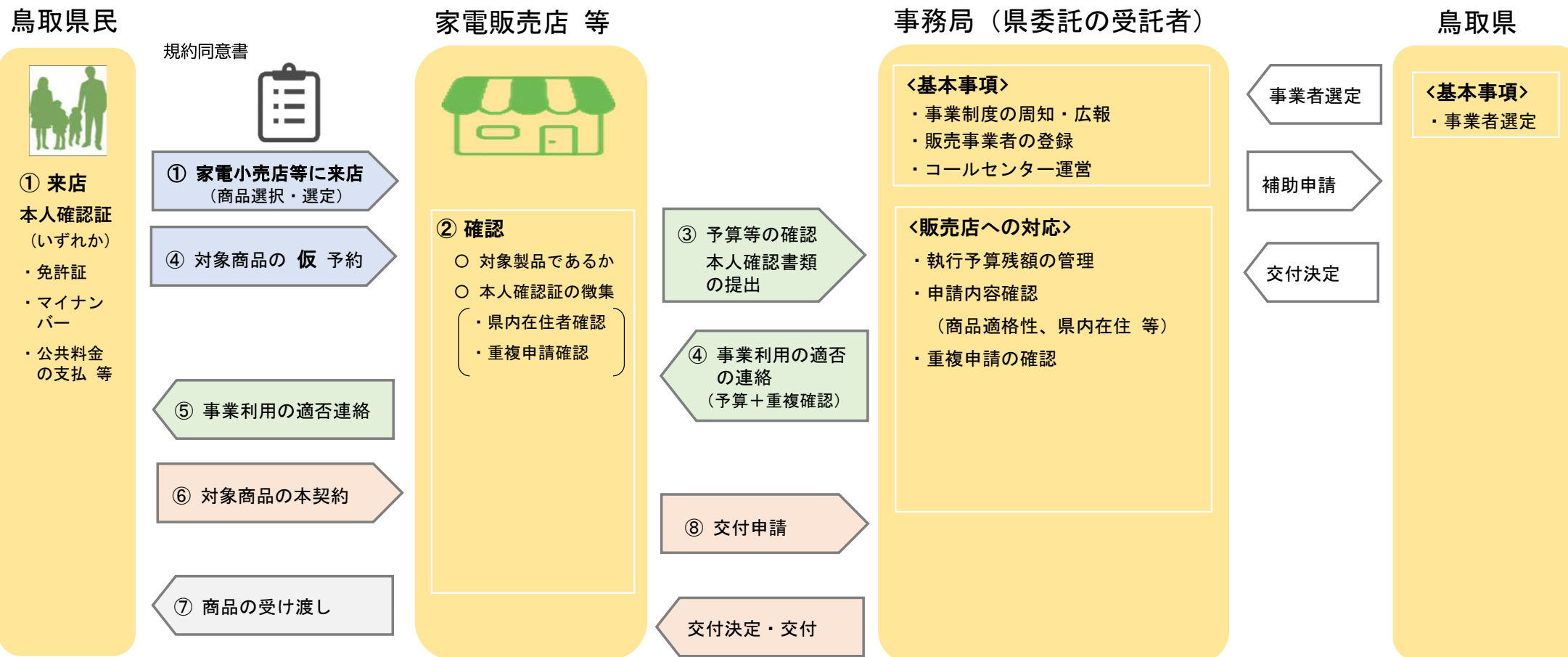
4 情報等の取扱

- (1) 執行団体は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 執行団体は、本業務を行うために県から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 本業務及び本公募に係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定に基づく開示請求があった場合、原則開示するものとする。
- (4) この業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについては、本県の「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1383484.htm#itemid1383484>)を参考に執行団体はプライバシーポリシーを作成し、遵守すること。

鳥取県省エネ家電購入支援事業 フロー図

○県内在住者を対象に、省エネ法に基づく性能表示レベルに応じた直接割引支援を店頭で行う。

（制度の利用方法はLED購入に準拠。（相違点）①予算残額 ②重複申請 の確認のため、店頭での即時値引きではなく一旦事務局確認を行う）



鳥取県省エネ家電購入支援事業 共同実施規約（案）

鳥取県省エネ家電購入支援事業（以下、「本事業」という。）に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、甲（登録販売店）及び乙（県内の住居に別に定める期間内に甲から対象製品の購入を行う県内在住世帯）は、互いに以下の共同実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従い補助事業を共同で事務局に申請します。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の本規約の取決めを確認します。

（要件等の確認）

第1条 甲及び乙は、本補助金の交付要綱やその他の本事業に関する規定等（以下「交付要綱等」という。）を十分に参照し、交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負うこと。

2 甲及び乙は、以下の（1）～（8）の全ての事項について、了承すること。

- （1）本事業の交付額が予算を超過した場合、予算超過日をもって受付を終了することに伴い、本補助金の交付を受けられないこと。
- （2）本補助金の補助対象となる対象製品の購入に対して、他の補助金（国、鳥取県等）との併用は行わないこと。
- （3）鳥取県及び鳥取県省エネ家電購入支援事業事務局（以下、「事務局等」という。）が前号に違反する疑いがあると認めた場合、事務局等は、併用が疑われる他の補助事業の所管先に対して、当該購入について甲及び乙が提出した本補助金の交付申請（以下、「本交付申請」という。）の情報を提供する場合があること。
- （4）交付要綱等に反して、若しくは怠慢、虚偽の申告及びその他不正な手段（以下、「不適切な行為」という。）により、本補助金の交付を受け、又は受けようとしている、又は行おうとしていることを知ったときは、直ちに事務局等に報告しなければならないこと。
- （5）事務局等が前号に違反する疑いがあると認めた場合、又は本補助金の適正かつ円滑な運営のために必要と認めた場合、事務局等は、本交付申請において本事務局に提出した書類の発行元や甲及び乙の関係者に対し本交付申請の情報を提供し、調査を行うことがあり、甲及び乙はこれに協力しなければならないこと。
- （6）乙は、本事業で購入した製品を善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を行わなければならないこと。
- （7）事務局等が本事業に関するアンケートや効果検証を行う場合、甲及び乙協力すること。
- （8）甲から事務局等に提出した乙の個人情報の利用、保存及び管理には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び事務局が定めるプライバシーポリシーが適用されること。

（申告）

第2条 甲及び乙は、以下の（1）～（3）に該当しないことを互いに申告する。なお、（3）については、甲の役員等（実質的に経営に関与するものを含む、以下同じ。）が該当しないことを含む。

（1）過去、鳥取県や国の補助金において、不適切な行為により補助金の交付停止や返還等の処分を受け、本事業への参加や補助金の交付に制限を受けている者。

（2）既に納期が到達している国税及び地方税の滞納者。

（3）暴力団若しくは暴力団員である、又は暴力団若しくは暴力団員と不適切な関係にある者。

（交付申請等）

第3条 本補助金における交付申請等の手続きについて、甲は、甲と乙を代表して、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲は、前項の手続きの受託に伴い乙に手数料を請求してはならない。

（補助金の支払いと還元）

第4条 甲が、本補助金の交付を受ける場合、予定される当該補助金相当額について、乙への対象製品販売時に値引くことで乙に還元する。

2 前項の規定は、本補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲に交付された補助金を乙の相続人に還元することを妨げるものではない。

3 本補助金の交付前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局等は、乙に対して本補助金を交付することができないものとし、甲はこれに同意する。甲及び乙は、甲の破産手続開始決定前であっても、破産手続開始の原因となる事実が生じる恐れがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合があることに同意する。

（免責）

第5条 事務局等は、甲及び乙と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、事務局等の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、一切の責任を負わない。

2 甲及び乙に対する補助金の支払いについて第三者から異議申立てがあった場合は、その真偽性を確認する間、事務局等は、補助金の審査等の手続きを一時停止する場合がある。

3 また、事務局が申請書類を受け取る時点（申請書に記載された送付先に到着し、事務局が実際に引き取りを行った時点という。）以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、事務局等は、その一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる甲及び乙の損害等に対していかなる義務も負わない。

●添付書類（全て必須）

- ・鳥取県省エネ家電購入支援事業 共同実施規約（写し）
- ・購入製品の見積書等の写し（販売価格・配送料・取付工事費等の消費税額が分かるもの）
- ・購入整品の保証書（「整品型番」が記載されていること）
- ・購入整品の配送先住所が分かる書類（写し）
- ・共同事業実施者が県内在住であることがわかる本人確認証（写し）

甲及び乙は、署名又は記名の上、甲は原本を、乙はその写しを保管する。また、甲は原本の電子データを事務局に提出するものとする。

交付申請にあたり両者で確認をする事項 【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。 （各項目においていずれかに☑がない、又は記入がない場合は受理されません。）	
申請内容への確認	☐ 本書は【乙】自身が記載したものである。 ☐ 【甲】は【乙】が県内在住世帯であることを確認した。 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ） ☐ 【乙】は法人や個人事業主ではない。 ☐ 【乙】は【甲】から補助金相当額の値引きを受けることに同意する。 ☐ 【乙】は購入整品を鳥取県内に所在する生活の本拠である住宅に設置する。 ☐ 【乙】の購入はキャンペーン期間中、エアコンと冷蔵庫（冷凍庫）それぞれについて申請限度回数が各１回であることを理解し、同居世帯人による購入との重複は無く、複数回の購入でもない。 <u>上記に反する事実が判明した場合、甲は値引き相当額の返還を求めることがあります。</u> ☐ 【乙】は、本購入にあたって他の補助金（国、鳥取県等）を使う予定はない。 ☐ 【甲】及び【乙】は内容に誤りや虚偽の記載はありません。

【署名等】

【乙】は【甲】が両者を代表して補助金交付申請をすることに同意します。	
(甲)	(乙)
登録販売店名及び代表者	氏名
住所	住所
締結日 令和 年 月 日	

※1：本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。

※2：本規約に署名する乙は、本人が自筆で署名する場合、押印は任意とします。

【申請内容】

製品名	メーカー名	型番	能力・サイズ	補助額
				,000 円
				,000 円
				,000 円
				,000 円
				,000 円
				,000 円
				,000 円
				,000 円
			合計申請額	,000 円

鳥取県省エネ家電購入支援事業購入代行者続柄届出書（案）

（購入代行者）

住所 _____

氏名 _____

（共同事業実施者（購入者））

住所 _____

氏名 _____

購入者との続柄	
---------	--

☐ 共同事業実施者本人による購入で間違いありません。

☐ 上記内容に誤りや虚偽の記載はありません。

●添付書類

- ・購入代行者が県内在住であることがわかる本人確認証（写し）

鳥取県省エネ家電購入支援事業補助事業事務局 様

鳥取県省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（案）

鳥取県省エネ家電購入支援事業補助金実施要領第 条第 項の規定により、以下のとおり申請及び実績報告します。

（１）申請者情報（甲）

登録販売店舗名・登録番号 （支店は支店名含む）	(カナ)	店舗登録番号
住 所 （登録店舗所在地）	〒	
担当者氏名		
電話番号及び FAX		
メールアドレス		

（２）共同事業実施者（乙）

氏名	(カナ)

（３）購入日	令和 年 月 日
--------	----------

（４）補助金の交付申請額
(円)

- 添付書類（全て必須）
- ・購入製品の領収書等の写し（販売価格・配送料・取付工事費等の消費税額が分かるもの）